様式第6号（第5条関係）

第　　　号

　年　　月　　日

様

三股町長

三股町結婚新生活支援事業補助金の（交付・不交付）決定兼確定通知（初年

度用・継続年度用）について

　年　月　日付で交付申請（初年度用・継続年度用）のあった三股町結婚新生活支援事業補助金交付要綱に基づく三股町結婚新生活支援事業補助金については、三股町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条第2項及び第7条第4項により、下記のとおり結果を通知する。

記

1　交付について　　交付　・　不交付

2　交付決定及び確定額　　 　　　　　　　　　　　　円

3　交付決定及び確定の内容　　　　　　三股町結婚新生活支援事業補助金

交付決定及び確定に付した補助条件

1　この補助金は他の事業に流用してはならない。

2　次の各号の一に該当する場合は、この補助決定及び確定を取り消し又は、すでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

　(1)　補助金の交付目的並びに補助条件に違反したとき。

　(2)　詐欺又は不正の手段で補助金交付の決定を受け若しくは補助金の交付を受けたとき。

3　この補助金の使途については町監査委員が随時監査を行うことがある。